

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年８月２８日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第 7 7 号

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例（令和８年藤沢市条例第 8 号）附則第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 8 年 9 月 5 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。